論文

「ヘイトスピーチ」規制：沿革と問題の本質
― その虚構性・慰安婦問題との関連性 ―

岡島　実（弁護士・元日弁連人権擁護委員会副委員長）

はじめに

本誌第８号に拙稿「「ヘイトスピーチ」規制：何が問題なのか－『歴史認識問題研究』第７号小島報告を受けて－」と題する小論（以下「前論」）を掲載いただいた。前論は、近年盛んに取り沙汰される「ヘイトスピーチ」問題に関して、「ヘイトスピーチ」という語の用法や、最近の地裁判決の分析、筆者の言う「拡張論」の事例等を挙げつつ、①わが国において「ヘイトスピーチ」という語は、できる限り限定的な意味合いで用いるべきである、②近隣諸国の対日政策や歴史認識、在日外国人が渡日した経緯や日本社会との関わり等について、正当な論拠に基づく批判的言説が一層積み重ねられるべきである、との趣旨の主張をしたものである。ただそこでは、地裁判例やマスコミ・弁護士会等の近時の論調を取り上げて、その議論が趨勢として向かいつつある「不当な言論支配」[1]の危険性を概括的に指摘するに止めた。本稿は、前論で「考察の範囲外」としておいた沿革の問題に関して若干の分析を行い、それを踏まえて「ヘイトスピーチ」問題の本質を掘り下げて考察するとともに、これに対する適切な対応策のあり方について提言しようとするものである。

本稿ではまず、「ヘイトスピーチ」という語が用いられ始めた経緯について検討し、その中で重要な事件である京都第一初級朝鮮学校を標的とする街宣活動事件に焦点を当てて考察する。そこでは、①「ヘイトスピーチ」という類型化表現は本来不要であったこと、②同事件を契機として、「ヘイトスピーチ」という語を「レイシズム」などのレッテル貼り用語に結びつけることによって、倫理的非難を伴う批判の範囲が保守的言論一般にまで拡張されていることを指摘する（第１節）。

次に、「ヘイトスピーチ」を行う特定のグループとその対抗グループの言動や構成員を分析すると、両者には共通性が見られることを述べる。両グループは、その表面的な対立関係にもかかわらず、実質的には、①保守的言論一般の封殺と、②日本及び日本人に対する国際的非難を惹起することを目的とする点で一体的な関係をもっており、その意味で、「ヘイトスピーチ」運動の本質は上記のような目的をもった「自作自演」の活動であること、③そのような性格をもった活動が、国際連合（国連）等の議論の場を通じて国際的な日本非難の言説を引き出す役割を果たしており、こうした一連の活動は慰安婦問題と同じ構造をもつものであることを指摘する（第２節）

そして以上の分析を踏まえ、こうした活動に対する対応策として、以下の趣旨の提言をする（第３節）。

１　「ヘイトスピーチ」と呼ばれる言動の実態は、その外観にかかわらず「反保守」の性

質をもった言動であり、その言動はいかなる立場からも正当化されない。

2　その目的は、対抗グループやこれを支持する勢力と一体となって、保守的言論一般の封殺と日本の国際的非難を作り出すことにあり、こうした動きを、その実態を明らかにすることによって批判していく必要がある。

3　国際的な議論の場においても、一方的な情報に基づく日本及び日本人に対する不当な非難が惹起されることを防止するため、2と同様の批判を行っていくことが求められる。

1　「ヘイトスピーチ」問題：その沿革

（1）わが国において「ヘイトスピーチ」という語が用いられ始めた経緯

a　「差別的表現」から「ヘイトスピーチ」へ

「ヘイトスピーチ」という語が、わが国で突如として社会的な注目を浴びたのは、平成25（2013）年のことである。そのきっかけとなったのは、「在日特権を許さない市民の会」[2]と名乗る団体が京都朝鮮第一初級学校に対して行った街宣活動について、同学校が原告となり、当該団体とそのメンバー数名を被告として、損害賠償と街宣活動の差し止めを求めて京都地裁に提起した訴訟の判決が、同年10月7日に出されたことであった[3]（以下この事件を「京都朝鮮学校事件」、上記団体を「在特会」と呼ぶ）。

同事件が注目されたのは、一つには、判決が異例とも言える高額の損害賠償[4]を認めるとともに、街宣活動の一部差し止めを認めたことにあったが、それ以上に、小学生に相当する年代の児童が通う施設の前で、拡声器を用いて著しく侮蔑的・人格否定的・攻撃的な表現で街宣活動を行ったことが、多くの人に衝撃と強い印象を与えたことにあった。在特会が街宣活動を始めたのは平成21（2009）年ころからであったが、こうした在特会の過激な言動に対して、「ヘイトスピーチ」という類型化表現が与えられた。そして、上記京都地裁判決が出された平成25（2013）年には、「ヘイトスピーチ」という語を題名に入れた書籍[5]が複数公刊され、同年の「流行語トップテン」[6]にも選ばれるなど、この語が社会的に認知されるようになったのである。

前論で触れたように、「ヘイトスピーチ（hate speech）」という語は、米国における言論状況を背景として使われるようになった言葉である。それは、黒人やユダヤ人など民族的少数集団に対する排外的言説が、「社会の敵（害悪）である」といったような憎悪の感情や、「害虫」などの侮蔑性・人格否定性、「抹殺せよ」などの攻撃性を伴って使用されたことによって、その集団の構成員に対する威嚇性や人格否定性を伴うものであること、また、攻撃の煽動が現実の暴力行為を誘発するおそれもあることなどの弊害があるため、特定の個人や団体を対象とした言説でなくとも、表現それ自体として制限することの必要性が意識されるようになったものである。

他方わが国においては、上記のように平成25（2013）年にこの語が社会的に認知されるようになるまで、こうした言葉で問題とされるような、少数者集団に対する強度の侮蔑性・攻撃性・人格否定性を伴う言説が、社会的に広く問題とされるような状況は存在しなかったと言ってよい。これに類する現象としては、部落出身者や韓

半島出身者[7]等を対象とした差別的性格をもった言説が、「差別的表現」等と呼ばれて一部で問題とされていたが、それは、言説それ自体の問題というよりも、就職差別や結婚差別等、社会的に存在すると主張されていた差別状況の一部として、問題とされていたのに過ぎない。

「ヘイトスピーチ」という語は、在特会の過激な言動が社会的に認知されるにつれて、初級学校を標的とした街宣活動という暴力性や、同会が用いていた強度の侮蔑性・攻撃性・人格否定性をもった言動に対する社会一般の嫌悪感が喚起され、こうした社会一般の感情を背景に、「言動それ自体」を問題とする語として用いられるようになったのである。

b　法学研究者の議論状況

法学研究者による議論においても、差別的言説それ自体を特に取り上げて問題にするような議論状況は、京都朝鮮学校事件に至るまで、目立つような形では存在しなかったと言ってよい。それは、名誉毀損、侮辱、脅迫等による、特定の個人・団体に対する権利侵害的言動を問題とすれば足りると考えられていたからであり、むしろ、特定の個人・団体に対する権利侵害性を欠く言動を、それ自体として法的規制の対象とすることは、表現の自由を抑制する性格をもつため、消極的に考える立場が一般的であった。なお、この点一般に誤解があるようであるが、京都朝鮮学校事件判決にしても、京都朝鮮学校という特定の団体に対する攻撃的な言動がなされ、同学校を標的とする過激な言動による具体的な権利侵害性が認定されたために損害賠償等が認められたのに過ぎず、決して、表現内容がそれ自体として類型的に違法性があるとされたのではない。

そのような議論状況に変化の兆しが見られるようになったのは、人種差別撤廃条約へのわが国の加盟が政治的課題として議論されるようになった、1990年代前半のころからであった。同条約４条は、「人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布」等を法律によって禁止することを求めているからである[8]。しかし、当時の議論においては、同条約で規制が求められているような表現は「差別的表現」という類型化の下で議論されており、しかも、表現の内容それ自体を問題として法的な規制を行うことに対しては、憲法学者の間でも消極的な立場が主流であった。たとえば、『法律時報』（日本評論社）1992年8月号は、『「差別的表現」は法的に規制すべきか』という表題でこの問題に関心をもつ憲法研究者４名の座談会記録[9]を掲載しているが、そこでは、この問題を論じる必要性について、第一番目に「人種差別撤廃条約への加盟が課題となっていること」を挙げているが、「差別的表現」に対する法的規制の必要性については、４名の参加者中、明確に必要性を認める立場をとるのは１名のみであり、２名は明確に消極的な立場をとっている。

また、「ヘイトスピーチ」問題に関する米国の判例として、1992年に米連邦最高裁で出された「R.A.V.対セントポール市（ミネソタ州）事件」と呼ばれる事案[10]が著名であるが、同事案を紹介した紙谷雅子「表現の自由――憎悪と敵意に満ちた言論の規制」という表題の論説が『ジュリスト』（有斐閣）1993年4月15日号に掲載されているが、そこでは「憎悪と敵意に満ちた言論」という説明的な表現が用いられているもの

の、「ヘイトスピーチ」という類型化表現は未だ用いられていない[11]。

筆者の知る限り、「ヘイトスピーチ」という語がわが国の公共的言論空間で用いられたのは、『早稲田法学』72巻２号（1997年）に掲載された長峯信彦「人種差別的ヘイト・スピーチ――表現の自由のジレンマ――」という論文が初見である。同論文は、「ジレンマ」という副題から窺われるように、人種差別的言動に対する対応と表現の自由の保障との調和という問題に苦慮しつつ、司法的には後者にウェイトを置いた判断を示してきた米国の議論状況を紹介し、抽象的な議論として、「ヘイトスピーチ」規制の問題を憲法論として論じたものである[12]。その後2000年代に入ると、「ヘイトスピーチ」という語を表題にもつ法学論文が散見されるようになるが、それらは欧米の議論状況の紹介を中心としたものであり、わが国での適用可能性を論じたとしても、抽象的な議論に止まるものであった[13]。

c　議論状況の変化

そのような議論状況が大きく変化したのは、やはり平成25（2013）年からである。たとえば、国際人権法学会が発行する年報『国際人権』24号では、「表現の自由についての今日的課題」という特集を組み、「ヘイトスピーチ」という表題をもつ、またはこれに関連する報告・論説を９本掲載している[14]。また、弁護士の師岡康子が、岩波新書から『ヘイトスピーチとは何か』という概説書を公刊し、「ヘイトスピーチ」という語が社会的に認知される一つのきっかけになった。

ここで注意しておかなければならないのは、こうして「ヘイトスピーチ」という類型化表現が盛んに用いられるようになり、これを表題に含む論説が多数公表されるようになったのにもかかわらず、前論で指摘したように、その内包や外延は決して一定せず、あいまいなままに議論が進行しているということである[15]。つまり、わが国ではそれまでなじみのなかった「ヘイトスピーチ」という類型化表現を用いることそれ自体が先行し、その「弊害」や「規制の必要性」が盛んに喧伝される一方、この語の用法や沿革を冷静に分析して、そもそもわが国でそのような類型化表現を用いることが必要かどうかを論じたものは、皆無と言ってよい。

このことは、論者の中に、この語を社会的に定着させようとする意図が働いていたことを窺わせる。つまり、「ヘイトスピーチ」という、それまでわが国になじみのなかった語を導入し、これを社会的に認知させるとともに、その用法についての「先行者利益」を握ることで、世論をリードする意図があったと考えられるのである。そのことの危険性は、前論で指摘したように、その適用範囲が、論者に都合のいいように拡張されていく傾向を示していることを見れば明らかである。要するに、「ヘイトスピーチ」という語の適用範囲を、韓半島出身者等の特定の少数者集団に対する批判的言動一般に適用する方向に向かって拡張する一方、日本や日本人を対象とする攻撃的言動に対しては、むしろこれを奨励するかのような態度をとりつつ、そこに、この語がもつ一種倫理的な色彩を纏わせることによって、正当な言論をも封殺しようとする意図が働いている、と考えられるのである。

d　国政の動き

この問題に関する国政の動きを検討する中で奇異な印象を拭えないのは、平成22（2010）年という早い段階で、法務省が、「ヘイトスピーチ」という語を殊更に用いた啓発活動を始めたことである。同省は、同年に、同省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会の連名で作成された「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」という漫画仕立てのリーフレットを作成して、啓発活動を開始したのである[16]。平成22（2010）年という年は、京都朝鮮学校前における在特会の街宣活動が開始されて1年ほどしか経っていない時点であり、「ヘイトスピーチ」という語は、法学研究者の間でも使用する例が散見されるようになった程度であり、社会的に広く認知されるには至っていない。そのような時点で同省がこの語を用いて、しかもそれがわれわれの「身近」に存在するという趣旨の啓発活動を行っていることは、同省に、この語を殊更に定着させようとする意図が働いていたことを示唆する。同年は民主党政権下の時期でもある。

たしかに、在特会の異常な活動は社会に衝撃を与えるものであった上、京都朝鮮学校事件に止まらず、平成22（2010）年には徳島県教職員組合事務所でも示威活動を行い、建造物侵入罪及び威力業務妨害罪に問われる事件[17]を起こしている。しかし、同会の一連の活動は、「ヘイトスピーチ」かどうかという問題とは関係なく違法性のあるものであり、「ヘイトスピーチ」なる語を使わなくても、それ自体として法的に問題としうるものであったのである。

したがって、前記の法務省リーフレットは、実態として「ヘイトスピーチ」という語によって類型化しうるような社会問題がわが国に存在するかどうかを深く問うことのないまま、それが事実として存在するということを社会的に認知させようとする狙いがあったと考えざるを得ない。

その後、平成25（2013）年の京都朝鮮学校事件京都地裁判決を経て、自民党が政権に復帰した後の平成27（2015）年5月、第189国会において野党議員が「人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案」を提出、同法案は継続審議となったが、翌28（2016）年、与党による対案（「本法外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案」）が提出、可決されるとともに、野党議員案は否決された。

またその間、平成27年度に、法務省委託調査事業として「ヘイトスピーチに関する実態調査」が実施され、翌28（2016）年3月、『ヘイトスピーチに関する実態調査報告書』[18]として調査結果が公表され、上記法案成立のための資料とされた。

「ヘイトスピーチ」問題に関する法務省を中心とする国政の動きには、以上のように在特会という特定の団体の活動との強い連動性が見られる。わが国になじみのなかった「ヘイトスピーチ」という語を社会的に認知させる上で、民主党政権時代の法務省は明らかに一役買っているのである。

（2）京都朝鮮学校事件とその後

a　「ヘイトスピーチ」という類型化表現は不要だった

ここで我々は、京都朝鮮学校事件を契機として認知されるようになった社会問題

について、「ヘイトスピーチ」という類型化表現を用いて議論する必要がはたしてあったのか、という問いを立てることが求められるだろう。

これまで検討してきたように、「ヘイトスピーチ」という語は、米国で用いられるようになった語である。欧米では、歴史的な経緯から、黒人やユダヤ人等に対する多数派集団の「憎悪感情」を表現する言動が社会に少なからず存在し、それが実際に暴力行為を誘発するという現象も見られた。だからこそ、「差別」ではなく「憎悪（ヘイト）」に着目した類型化がなされてきたのである。

これに対してわが国の場合、部落出身者や韓半島出身者等に対する、結婚差別や就職差別等の「差別的取扱」は、社会的に一部で問題とされてきたが、それらの集団に対する「憎悪感情」を表現した言動や、それに伴う暴力行為が一般に問題とされてきたという状況は存在しない。「差別的表現」という類型化表現は、そのような社会状況を背景として、「差別的取扱」の一態様として問題とされてきたのに過ぎず、しかも、表現行為それ自体に着目して規制することに対しては、京都朝鮮学校事件が社会問題化するまでは、憲法研究者の間でも、消極的な立場が主流だったのである

その状況を変えたのは、在特会の特異な行動であった。たしかに、在特会の言動は、その活動自体の暴力性を別としても、「うじ虫」「害虫」などの不快な語を用いた侮蔑性・人格否定性や、「殺せ」「叩き出せ」など暴力の煽動を内容とする表現を含むものであり、米国で用いられる「ヘイトスピーチ（hate speech）」の概念に合致する表現を多く含む。

しかし、それは特定の団体を中心として行われた特異な言動である上、そのような類型化表現を用いなくとも、名誉毀損罪、脅迫罪、威力業務妨害罪等の既存の犯罪類型によって規制することが可能な言動だったのである。事実、京都朝鮮学校事件にせよ徳島県教職員組合事件にせよ、それら既存の犯罪類型を用いて処罰されたり、不法行為責任を問われたりしている。

したがって、この事件に適切に対処することを考えるのであれば、特定の団体による違法行為として処理すべきであったのであり、類型化表現によって社会問題化することは、むしろ、問題の本質から目を背ける効果しかもたなかったのである。

b　京都朝鮮学校事件がもつ意味

以上の経緯から明らかなように、わが国で「ヘイトスピーチ」という語が社会的に認知されるようになる上では、平成25（2013）年に地裁判決が出された京都朝鮮学校事件が極めてエポックメイキングな事件であった。同事件で示された、在特会の行動の特異性や初級学校を標的とすることによる衝撃性、その表現の著しい侮蔑性・攻撃性は広く人目を惹き、そのような言動に「ヘイトスピーチ」という類型化表現が付されることによって、わが国でなじみのなかった「ヘイトスピーチ」という語が広く認知されるようになる、センセーショナルなきっかけを作った。

そして、こうした在特会の行動をマスコミが大きく取り上げることによって、社会の耳目を集めるとともに、これに連動して法務省が素早く対応し、多くの一般向け書籍が刊行され、京都朝鮮学校事件一審判決が出されるに至って、それまで規制に対して消極的な立場が主流であった法学研究者の意見も、規制肯定論に傾いていった

のである。

本来であれば、ここで問われるべきだったのは、こうした事態を「ヘイトスピーチ」などという類型化表現によって問題化することではなく、在特会という団体の特異な行動を、京都朝鮮学校事件という具体的事件を通して分析することだったはずである。問題となるような行為は、ほぼ、同会またはその関係者と見られる個人の行動に限られていたからである。

それにもかかわらず、「ヘイトスピーチ」という新奇な表現をあえて用いてこれを問題化しようとした動きの本来の目的は、同会の特異な行動そのものの抑止を目的とするのではなく、この団体の活動を契機として、この語を社会に認知・定着させることにあったのではないか。別の観点から見れば、「ヘイトスピーチ」という語で類型化されるような、少数者集団に対する不当な言動が行われている実態が日本社会に存在するという主張を流布させることにあったのではないか。さらに言えば、在特会の活動それ自体の目的も、そのような主張を流布させることにあったのではないかと考えられるのである。

そこで次に、この事件に関連する社会的な動きとして、実力行使を伴う過激な対抗活動と、「ヘイトスピーチ」という語の適用範囲を拡散させようとする行動について検討し、そうした行動の目的について考察しておきたい。

c　過激な対抗活動と適用範囲の拡散

「レイシストをしばき隊」と名乗るグループ[19]が、在特会の行動に対する阻止活動を始めたのは、平成25（2013）年2月のことである。同グループは、在特会の街宣活動に対し、これを阻止すると称して、「ゴキブリ帰れ」など在特会と同種の侮蔑的・人格否定的表現や、「死ね」などの攻撃的表現を投げつけたり、威嚇的なジェスチャーや、刺青を誇示するなどの威嚇行為を行ったことで社会の耳目を集めた。同グループは、こうした行動によって在特会との衝突を繰り返したのである。

同グループの行動については、三つの特徴を指摘することができる。

第一に、その名称にある「レイシスト」という呼称からも窺えるように、彼らは、在特会の行動を「レイシズム」と規定して非難・攻撃することで、その攻撃対象を、在特会が行っていたような、「侮蔑的・人格否定的・攻撃的」言動から、「差別的言動」一般へと拡散させる姿勢を示した。さらに、安倍晋三政権の政治姿勢を「ファシスト」と規定するとともに、同政権への抗議行動を展開することで、その論調は強い政治性を帯びるものとなった。つまり、その攻撃の対象は、「ヘイトスピーチ」＝特定少数者集団に対する侮蔑的・人格否定的・攻撃的言動から、「差別的言動」一般に拡散されるとともに、それが保守政権を敵視する姿勢と結びつくことによって、自らの言動を、反差別＝人権擁護を標榜する言動ではなく、「反差別」という倫理的色彩を表看板にすることによる、一種の政治的言動に転化させていったのである。

第二に、彼らの活動に対して、左派弁護士グループや一部研究者が支持・同調したことである。このことは、彼らの言動に「法的正当性・権威性」の色彩をも付与することになった。このことで彼らは、外形的には自らの行動の「正当性」を主張することができるようになったのである。

第三に、彼らの言動が、在特会の言動と同種の侮蔑的・攻撃的・人格否定的な性格をもつものであったことである。このことは、一般の目には、彼らの言動を危険視させ、畏怖させる効果を与える。このことが第一・第二の特徴と結びつくことによって、彼らが敵視する保守的言論一般に対する、強い萎縮効果をもたらしたと言える。

このように、同グループの行動は明確な特徴をもっている。それは、在特会の言動を阻止するという口実の下で、彼らが敵視する保守的言動一般に対する封殺効果を狙ったものと言えるのである。

d　適用範囲のさらなる拡散

さらに、上記の例のように「ヘイトスピーチ」が「レイシズム」という語に結びつくことによって、批判・攻撃の対象をほとんど無限定といっても良い程度に拡散させている例も見られる。「反レイシズム情報センター(略称ARIC)」と称するグループによる活動がその一例である。同グループが作成するウェブサイト[20]によれば、韓半島出身者名の大学院生が代表者となっている。同グループも、平成25（2013）年から活動を開始している。

同グループの特徴は、「政治家レイシズムデータベース」なるページを作成して、彼らが「レイシズム」と規定する発言について、発言者名と発言内容のリストをデータベースの形で掲載していることである。しかもそのリストを見ると、政治家のみでなく一般の言論人・研究者も含まれており、それも、公共の場における言論として、それ自体は何ら問題のない発言を捉えて、「レイシズム」というレッテル貼りをした上で掲載している例が多数見られるのである。

たとえば、本研究会の西岡力会長もそのリストに掲載されており、同氏の発言として7つの例が掲載されているが、それらはいずれも、慰安婦問題に関して、事実に基づいた議論が必要であることを主張するものであり、それ自体として、表現上も、倫理上も何ら問題のない穏当な発言である。同様に「レイシズム」とレッテル貼りした上でリストに掲載されている言論人・研究者として、池田信夫、岩田温、呉善花、石平、坂本多加雄、西尾幹二等の諸氏の名が見える。

言論人や研究者の言動を、公の場で言論によって批判することは論者の自由であるが、こうした手法には極めて問題がある。それは、彼らの考える政治的傾向に従って、その発言内容について特段の分析をすることもなく、「レイシズム」という反倫理的色彩をもつ表現によって一括し、そのレッテル貼りの下で攻撃を行っていることである。それは実質的に見れば、在特会が、韓半島出身者に対して「ゴキブリ」「害虫」などの侮蔑的表現によるレッテル貼りを行うのと同様の性格をもつ。このグループにしても前記の「しばき隊」にしても、「在特会」の言動とは攻撃の方向を逆にしただけで、質的には異ならない言動を行っているのである。

こうしたグループの言動の問題は、実質的に見れば在特会と同種の侮蔑性・人格否定性・攻撃性をもつ言動を、攻撃の対象を保守的言論一般に拡散させた上、そこに倫理性の装いを付与したり、左派の弁護士や言論人の支持を受けることによる正当性・権威性の装いを付与したりすることによって、自己の攻撃性を正当化していることにある。その狙いは彼らが敵視する言論を封殺することにある。そしてそれは、

上記のような装いを伴うことによって、公共の言論に対して、社会的に無視することのできない萎縮効果をもっているのである。

2　問題の背景と本質

（1）意図的に作り出された「ヘイトスピーチ」問題

a　在特会と韓半島出身者

以上のように、「ヘイトスピーチ」という類型化表現は、在特会という特定の団体の特異な行動によって社会的に認知されたのであるが、これに伴い、①法学研究者の間における議論状況の変化をもたらすとともに、②「しばき隊」や「ARIC」などこれに対抗すると主張するグループの活動を通じて、攻撃の対象が保守言論一般にまで拡張され、③その言動が左派弁護士・言論人の支持によって正当化されることによって、社会全体に言論の強い萎縮効果をもたらした。このような動きには、在特会の活動との強い連動性が見られる。そこでは、在特会の活動に対する批判的言動が、いつの間にか保守的言論一般に拡張され、さらにそこに倫理的非難を伴う攻撃性が随伴しているのである。

このような状況に照らせば、当然ここで問題としなければならないのは、在特会という団体の性格の分析である。そこに浮かび上がってくるのは、在特会と、これに対抗すると主張するグループとの同質性、近縁性である。

前述したように、在特会の言動と対抗グループの言動との間には、強い同質性が見られる。その言動の性格は侮蔑性・人格否定性・攻撃性を伴うものであり、その点から見れば、攻撃の対象が、左派系韓半島出身者を中心とする少数者集団であるか、保守的言論であるかが異なるに過ぎない。また、対抗グループが反社会集団を想起させる刺青を誇示する集団を前面に立てていること、「ゴキブリ」「死ね」などの表現を連呼する在特会の言動もまた反社会集団を想起させる性格のものであることも、暴力性、反社会性という点で両者の集団としての同質性を示している。

そして、在特会の構成員の経歴・背景等を検討すると、人的つながりの面でも両グループの近縁性が浮かび上がってくる。

まず、在特会の言動における攻撃の対象が、京都朝鮮学校事件に見られるように、わが国に在住する左派系韓半島出身者集団を中心とするものであることは明らかである。これに対して対抗グループは、当然ながら、左派系韓半島出身者集団の構成員やこれに同情的な立場の者が中心となる。したがって、ここで検討すべきは、在特会の側の構成員の人的な背景である。

この点について公刊された資料によって見ていくと、韓半島出身者集団との人的な近縁性が明瞭に認められる。すなわち、構成員の中には、近親者に韓半島出身者を含む者、交友関係に韓半島出身者が多いと証言する者が一定程度含まれている[21]。そのリーダーは、自己の家族関係を調査されることに対して極度に警戒的な態度をとっているが、実家は九州でも有数の韓半島出身者集住地域に存在すると報告されている[22]。また、韓半島出身者であることを隠さずに同会の活動を支持する者もい

る[23]。

このように見てくると、在特会は、韓半島出身者、もしくは交友関係等からこれに近縁性のある者という点で、人的な関係から見ても、対抗グループとの間に明らかな近縁性が認められるのである。

b 「ヘイトスピーチ」グループと対抗グループとの一体性

以上の検討から想定されるのは、在特会の特異な行動は、仲間内、もしくは利害を共通にする同種の集団による、馴れ合いの演技としてなされたものではないかということである。

そのような可能性を窺わせる事実は、上記のような在特会と対抗グループとの集団としての同質性・近縁性のほかにも、複数の状況証拠が存在する。

たとえば、関係者の間で「十三ベース事件」などと呼ばれている暴力事件では、誘われて「しばき隊」に参加し同グループで活動していた大学院生が、同グループが右翼から資金を得ているという噂を聞きつけて、そのことをグループの幹部に質問したところ、グループのメンバーからリンチまがいの暴行を受けたという事件である[24]。その後、同グループは暴行事件そのものの隠蔽を図っていたことも明らかにされている[25]。

また、同グループで刺青を誇示したり暴力行為を繰り返したりしていた人物が、もとは右翼団体の構成員であったことも指摘されている[26]。

さらに、同グループに同調する韓半島出身の文筆家である辛淑玉は、上記の事件関係者に寄せた手記の中で、自身の弟が朝鮮学校で暴力を受けたことを明らかにし、韓半島出身者の知人が4名自殺したが、この知人らは自殺しなければ「ヘイト」の側にいたであろうという趣旨の認識を示している[27]。

c 「ヘイトスピーチ」運動の目的

以上の検討から、次のような構図が浮かび上がってこよう。すなわち、「ヘイトスピーチ」という類型化表現によって問題とされた一連の社会現象は、そのような言動も、これを批判する対抗活動も、ともに韓半島出身者とこれに同調的な勢力を中心とした同一の勢力またはその周辺勢力によって、意図的に作り出された「自作自演」の現象だったと考えられる、ということである[28]。

このように分析したからといって、「ヘイト」側と「対抗」側とが実際に意思を通じ合っていたかどうかはわからないし、そのようなことを解明する必要もない。なぜなら、一種の「自作自演」現象であることは以上のような客観的な事実から十分に推認できることであり、他方、「意思の疎通」などは暗黙の了解の下で作り出すことも可能であって、そのような「暗黙の了解」の有無やその形態を解明することに、さほどの意味もないからである。

むしろ重要なことは、このような現象を作り出した勢力が、どのような目的の下でそれを行っているのかを考察することである。この点について、上記の分析から、二つの目的を想定することができる。

一つは、既に指摘したように、彼らが敵視する保守的言論を封殺し、彼らの主張

によってわが国の言論状況を支配することである。もちろん、ある言説を主張する場合において、自己の言説の正当性を唱え、対立する言説を批判することは通常の言論活動であり、そのような言論活動によって自己の言説を広めるのであれば何の問題もない。彼らの問題は、在特会に見られるような虚構の仕掛けや、対抗グループに見られるような暴力的言動に、倫理性・正当性の装いを纏わせることにある。これは、対抗言説の存在を暴力的に封殺しようとする行為に他ならないのである。

もう一つは、日本の対外的立場を悪化させることである。慰安婦問題や徴用工問題で見られたように、左派系韓半島出身者とその同調者は、国連など国際的なフォーラムを利用して、日本の国際的なイメージダウンを狙った虚偽の言説を流布させ、それによって日本に対する国際的非難を惹起するとともに、損害賠償などの利得を獲得するという戦略をとってきた。そこでは、国連や欧米政府において発言力をもつ左派勢力と連携し、これらの機関における意思決定手続を利用した、虚構の物語に基づくプロパガンダが行われてきた。「ヘイトスピーチ」問題も、それが作り出されてきた過程では、人種差別撤廃条約への日本の加盟問題との明らかな連動性が見られる。このことに照らせば、「ヘイトスピーチ」問題の目的も、慰安婦問題と同種の日本非難プロパガンダ―この場合は「日本（日本人）は排外的・差別的である」というイメージの流布―にあることは明らかと思われる。

d　在特会の活動は「反保守」運動である

ここで在特会の活動の性質について触れておこう。同会が主張する言説は、それ自体としては、韓半島出身者が日本で不当な利得を得ているとして糾弾したり、日本の国益や日本人の利益を守ることを主張したりすることを内容とするもので、それは「保守」ないし「右翼」の立場から主張されてきた言説と内容的には共通するし、同会自身も自己の立場を「保守」と唱えている。したがって、一般に同会の立場は「保守」とみなされているし、対抗グループやその同調者も、同会が「保守」ないし「右翼」(彼らの用語にいう「ネトウヨ」) であると主張し、それ故に、「保守」ないし「右翼」は倫理的に非難されるべき立場だと主張している。

しかし、これまでの分析からわかるように、同会の活動が「保守」であるという言説自体、意図的に作り出された虚偽の言説である（なお、この問題は「保守」という類型化表現の意味内容にもかかわり、その点を詳しく論じるためには別個の考察を必要とするが、本稿でその点に立ち入る余裕はない。ここでは仮に、「保守」とは、日本国や日本人の対外的及び対内的な正当な立場と利益を擁護しようとする立場、と定義しておく)。

在特会の言動は、いかに同会が自ら「保守」を名乗り、「日本の国益」を唱えようと、また対抗グループやマスコミ等が同会を「保守」と呼ぼうと、その本質は、①保守的言動を封殺することと、②日本の対外的立場を悪化させることにあり、その意味で対抗グループの言動と同種の性質をもつものであり、したがって「反保守」の立場であることは明らかと思われる。それは次のような理由に基づく。

第一に、攻撃対象に対する侮蔑性・人格否定性・過度な攻撃性を伴う同会の言説は、それ自体として正当性をもち得ないことは明らかであり、一般の支持を得られず、他

方でそれを批判する言説に倫理的正当性を与える。それは、対抗言説が、「保守」=「ヘイトスピーチ」というレッテル張りをすることに道を開き、保守的言説一般に対する封殺や萎縮効果を招来する。

第二に、対抗グループの言説は、人種差別撤廃委員会等の国連の審議の場などを介して国際的にも喧伝され、日本の対外的なイメージと立場の悪化を引き出している。

通常の理解力を有する者であれば、在特会の言動が上記のような効果をもつものであることを理解できないとは考えにくい。このことからも、在特会がむしろその対抗グループと立場を同じくすることが窺われるであろう。

（2）国連における議論状況と慰安婦問題との関連性

以上に述べてきたことを別の角度から検討するため、ここで、「ヘイトスピーチ」問題に関する国連における議論状況[29]、及び慰安婦問題との関連性について触れておく。

a　国連における議論状況

国連人権関連委員会における議論のあり方については、本誌第５号に特集（「国連は反日運動にいかに利用されてきたか？」）が組まれており、制度の紹介と慰安婦問題を中心とする議論の過程に関する論考が掲載されているので、同号所収の各論考も参照いただきたい。

ここで制度の仕組みについて要点のみ述べると、国連において採択・発効した各種条約は、その実施状況を審査するための委員会が組織されており、当該委員会において、加盟国政府による条約の実施状況報告とこれに対する審査がなされることになっている。そのうち、日本が加盟し、本稿の主題である「ヘイトスピーチ」に関連する事項の審議を行っている委員会として、国際人権規約（自由権規約）に基づく規約人権委員会と、人種差別撤廃条約に基づく人種差別撤廃委員会があり、これらの委員会における日本政府報告に対する審議状況を見れば、わが国における「ヘイトスピーチ」に関する国連での議論の状況を知ることができる[30]。

このような観点から検討すると、ここでも、京都朝鮮学校事件との関連性を明確に看て取ることができる。上記各委員会の審議の中で、わが国における「差別的言動」の存在が具体的に指摘されたのは、平成22（2010）年の人種差別撤廃条約委員会第76会期における日本政府報告に対する委員会の総括所見が初見であるが、そこでは次のような指摘がなされている[31]。

> 在日韓国・朝鮮学校（Korean　schools）に通う生徒を含むグループに対する不適切で下品な言動、及び、インターネット上での、特に部落民に対して向けられた有害で人種差別的な表現や攻撃という事象が継続的に起きていることに懸念をもって留意する。（外務省仮訳）

京都朝鮮学校事件で問題となった在特会の街宣活動が開始されたのは、平成

21（2009）年頃からであり、ここで指摘されている「在日韓国・朝鮮学校（Korean schools）に通う生徒を含むグループに対する不適切で下品な言動」とは、明らかに在特会の街宣活動を念頭に置いたものである。このような指摘がなされるにあたっては、国連に対して情報提供を行っている日本のNGOグループの活動が反映されていると考えられる[32]。そして、次に指摘するように、この後、上記両委員会の所見の中では、必ず韓半島出身者に対する言動の問題が指摘されるようになる。

ここでは、日本における「自作自演」の差別的活動→訴訟提起→国連における問題化という、慰安婦問題に際してなされたプロパガンダ活動とまったく同じ構造の活動が行われているのである。

b　「ヘイトスピーチ」の登場と誇張されたイメージの流布

国連の審議において「ヘイトスピーチ」という表現が盛んに用いられるようになったのは、「人種差別的ヘイトスピーチと闘う」（Combating racist hate speech）と題された人種差別撤廃委員会の平成25（2013）年9月26日一般勧告35号[33]からである。同委員会は、平成24（2012）年の第81会期において「ヘイトスピーチ」を主題とした討論を行ったが、その結果を一般勧告としてまとめたものである。

同勧告は、人種差別撤廃条約４条、５条、７条の趣旨の解釈を中心とする、英文で10ページに及ぶ詳細なものである。そのうち、４条の解釈において、「ヘイトスピーチ」として禁止されるべき言動の態様や判断基準についての指針を示している（ただし、そこで示されているのはあくまで条約の解釈指針であり、その定義を示しているわけではないことにも注意が必要である）。

その後、規約人権委員会と人種差別撤廃委員会の日本政府報告に対する総括所見では、毎回「ヘイトスピーチ」に言及されるようになった。たとえば、人種差別撤廃委員会平成26（2014）年9月26日の日本政府報告に対する総括所見には、次のような指摘が見られる[34]。

> 委員会は、締約国内において、外国人やマイノリティ、とりわけ朝鮮人に対し、人種差別的デモ・集会を行う右翼運動や団体により、差し迫った暴力の扇動を含むヘイトスピーチが広がっているという報告を懸念する。（外務省仮訳）

上記の指摘も、「報告」とあるようにNGOグループによる報告が情報源となっている。そこでは、「差し迫った暴力の扇動を含むヘイトスピーチが広まっている」として、あたかも緊迫した事態が広がっているかのようなイメージが、誇張されて伝えられている状況も看て取れる。

以上のような指摘から、国連における議論状況に関して、次のような事態が進行していることが理解されるだろう。

第一に、先に指摘したように、京都朝鮮学校事件に始まった国内の状況が、NGOの活動を通じて国連における審議状況と連動して、わが国に「ヘイトスピーチが広がっている」というイメージが作出されていることである。

第二に、そのイメージは、在特会の活動実態や構成員の背景などの本質に関する

分析を欠いたまま、NGOグループの一方的な情報に基づいて、誇張して伝えられていることである。

こうした状況は、慰安婦問題同様、放置すればわが国や日本国民の対外的立場に深刻な悪影響を与えるだろう。したがってこの問題は、国際的な場においても、問題の本質を見極めながら、適切な対応をとることが求められる問題なのである。

c　慰安婦問題との関連性

以上の分析で既に明らかとも言えるが、「ヘイトスピーチ」問題と慰安婦問題との関連性について、留意すべき点を２点指摘しておこう。

１　問題の構造的類似性

慰安婦問題と「ヘイトスピーチ」問題は、それらが社会問題化されるようになった過程が、極めて類似した構造をもつ現象である。

すなわち、慰安婦問題では、日本軍関係者を名乗る吉田清治という人物の、日本軍を貶めることを目的とした虚偽の証言が発端となって、朝日新聞など左翼メディアによる捏造記事の掲載をも含むキャンペーン、元慰安婦による訴訟提起、国連でのキャンペーンといった経過により、日本国と日本人は、「朝鮮人女性を性奴隷として組織的に虐待した日本軍の非人道的行為」という虚構の物語に基づく国際的に深刻な日本非難の言説に曝された。吉田の言動は、日本軍関係者を名乗りつつ、韓国との関係で日本を不当に貶める性格をもつものであり、その意味で、韓半島出身者による「自作自演」ではなくとも、これと利害を共通にする言動である。

「ヘイトスピーチ」問題は、問題が生じてきた構図を全体として見れば、韓半島出身者とこれに同調する勢力による「自作自演」の活動として作り出されたものであり、そのような活動が、訴訟提起、国連における問題化といった過程を通じて、国際的な日本非難の言説が作り出されているという点で、まったく同じ構造をもっている。

２　主題の連続性

慰安婦問題も「ヘイトスピーチ」問題も、いずれも日韓関係と韓半島出身者のわが国における地位が主題となっている問題であり、両者の間には明らかに連続性が存在する。

現時点において、「ヘイトスピーチ」の問題は、国内的にも国際的にも慰安婦問題ほど深刻化しているとは言えず、また、この問題が単独で深刻化するような実態があるとも思われない。

しかし、両者の主題に連続性があり、慰安婦問題は未だに深刻な国際問題としてくすぶり続けている状況がある以上、たとえば、慰安婦問題について、これまで流布されたイメージが虚偽であることを訴える主張それ自体が「ヘイトスピーチ」として非難されるといったような形で、両者が連動して作用することによって、問題が深刻化する契機は伏在していると言えるだろう[35]。

3 「ヘイトスピーチ問題」への対応策

（1）前論とその結論について

前論では、「ヘイトスピーチ」という類型化表現の一般的な用法と現にわが国で進行している拡張論者の言動等を分析して、①「ヘイトスピーチ」という語はできるだけ限定的に用いるべきであること、②近隣諸国の対日政策や歴史認識、在日外国人が渡日した経緯や日本社会との関わり等について、正当な論拠に基づく批判的言説が、一層積み重ねられるべきであること、を主張した。

本稿で分析してきたように、この問題は「ヘイトスピーチ」という語が用いられるようになった沿革や問題の本質に立ち入って考えれば、軽視できない深刻な問題であることが理解される。それは、次のような理由からである。

まず、「ヘイトスピーチ」運動は、そのような語で類型化される言動を、殊更に社会的耳目を惹く形で行うグループと、これに対抗すると主張するグループとが、実態として見れば共同して行っている、日本及び日本人の国際的・国内的立場と利益を損なうことを目的とした運動である。「ヘイトスピーチ」を行うグループの実質は「反保守」の立場であり、その活動の性質は、対抗グループと一体となって、保守的言論一般を封殺する効果を狙ったものである。これらの活動は、今のところ慰安婦問題ほど深刻化していないが、慰安婦問題とは構造的に類似した動きであり、主題としての連続性もある。したがって、慰安婦問題と連動しつつ、問題が深刻化する契機を孕んでいる。

次に、上記のような動きは、国内外の一定勢力の支持を背景としており、この意味でも軽視することはできない。つまり、国内においては左派メディア、弁護士会、研究者・言論人といった勢力が、これを支持し、その適用範囲の拡張を目論んだ動きを示している。こうした動きは、運動を行うグループと軌を一にするものであり、その影響力も決して小さなものではない。

さらに、上記の各グループは、国連など国際的な議論の場に対してもアクセスする回路をもっており、こうした場を通して、日本及び日本人に対する非難の国際的世論を作り出す動きも示している。そして、国連の規約人権委員会や人種差別撤廃委員会などの組織にも、こうした国内の動きに呼応する勢力があり、こうした勢力を通して問題が拡大する契機を伏在させている。

したがって、この問題に対する適切な対応策を考える上では、以上のような認識に立ち、前論の結論を踏まえつつ、さらに深く問題を考察することが必要である。

（2）求められる対応策

ここまで分析してきたように、「ヘイトスピーチ」問題は、過激な街宣活動を行う国内のグループから国連での動きまで、一貫した構造をもつものである。その意図するところは、国内及び国際関係における、一定の傾向をもった勢力による不当な言

論支配である。より詳しく言えば、保守的言論一般に対する封殺と、日本及び日本人の国際的な立場と利益を損なうことにある。その意味で、本誌第７号の拙論「いわゆる植村・西岡訴訟について―濫訴による言論空間の荒廃とその修復―」で指摘した問題[36]とも共通性をもつ問題である。

問題がこうした国際的に拡がる射程と構造をもつものである以上、我々がこの問題に対する真に適切な対応策を考える上では、こうした問題の本質を見失わない洞察と適時・適切な対策が求められよう。日本国内における「保守」対「左翼」、あるいは「反日批判」対「排外主義批判」の構図に持ち込むことこそ、不当な言論支配を目論む勢力の狙いなのである。

以上のような観点に立ってこの問題に対する対応策を考えると、以下のような立場でこれに臨むことが求められるだろう。

１　左派系韓半島出身者の言動に対し批判的な立場に立つとしても、侮辱性、人格否定性、脅迫的な攻撃性をもった言説は、いかなる意味でも正当化されない。こうした言説は、それが表面的に「保守」を唱える限り、保守的言論一般に対する封殺的効果しかもたない。

２　「ヘイトスピーチ」批判を拡張しつつ、不当な言論支配を目論む勢力の動きに対しては常に注意を払いつつ、適時に適切な批判を行うことが求められる。彼らの手法の実態は、虚構の物語の喧伝、レッテル貼り、論点のすり替え等に終始するものであり、そのような実態を浮き彫りにすることが適切な批判となる。

３　慰安婦問題の場合と同様に、国連等の国際的な議論の場においても、拡張論や虚構の物語に基づく非難に対する適時、適切な批判を行っていくことが求められる。２の場合と同様に、拡張論の実態を浮き彫りにしていくことが効果的であろう。

注

1　「不当な言論支配」とは、自己の言説を流布させる上で、その言説自体の優劣や説得力によってその正当性を主張するのではなく、レッテル貼り、社会的圧力、訴訟による威嚇等による圧力により、公共の言論空間を支配しようとする行動をいう（前論、『歴史認識問題研究』第8号110頁参照）。

2　同会の活動について触れた公刊資料は多数あるが、書物の形になったものとして、安田浩一『ネットと愛国』（講談社＋α文庫、2017年）が比較的詳しい。

3　同判決については、『判例時報』2208号74頁等。

4　在特会と8名の個人に対して、総額で約1200万円余りの賠償を認容した。

5　師岡康子『ヘイトスピーチとは何か』（岩波新書、2013年）、安田浩一外『ヘイトスピーチとネット右翼』（オークラ出版、2013年）等。

6　「流行語トップテン」とは、株式会社ユーキャンが毎年選考する「流行語大賞」の候補のうち上位10番以内に入った語をいう。https://www.jiyu.co.jp/singo/index.php?eid=00030

7　本稿では、大韓民国を「唯一の合法政府」とする日韓基本条約（1965年）の趣旨に基づき、「朝鮮半島」ではなく、同国の呼称である「韓半島」を用いる。本稿で「韓半島出身者」とは、日本国籍取得の有無を問わず、韓半島に出自を持つ日本国内在住者を指す。

8　人種差別撤廃条約第4条の規定（外務省仮訳）は以下のとおり。

「締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかんを問

わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

（a）人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

（b）人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

（c）国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。」

9　内野正幸、浦部法穂、江橋崇、横田耕一による座談会（『法律時報』64巻9号）。規制必要説を明確に主張するのは内野、消極説は浦部、横田。

10　R.A.V.v.City of St. Paul, 112 S. Ct. 2538 (1992) 。未成年者のR.A.V.が、数名のティーンエイジャーとともに、黒人家族の住む家の庭で、壊れた椅子の脚で作った十字架を燃やしたとして、セント・ポール市の「偏見を動機とする犯罪条例」で起訴された事件の合衆国最高裁判決。同判決は、セント・ポール市条例が合衆国憲法修正1条に違反し無効であると判示した。

11　紙屋論文は、「この判決の結果、大部分の州に存在するという差別的動機による犯罪行為の規制や憎悪と偏見に基づく嫌がらせの規制を維持することが著しく困難になった」として、判決に批判的な立場をとる。

12　長峯論文は、アメリカの議論状況について、表現の自由をめぐる世論の「分裂」という視点で紹介する。

13　早い時期のものとして安西文雄「ヘイト・スピーチ規制と表現の自由」（『立教法学』59号、2001年）、奈須祐治「ヘイト・スピーチの害悪と規制の可能性（一）」（『關西大學法學論集』53巻6号、2004年）等があり、いずれも米国の議論状況の紹介を中心とした論考である。

14　「差別表現・憎悪表現の禁止に関する国際人権法の要請と各国の対応」（『国際人権』24号所収、国際人権法学会、2013年）。

15　たとえば、曽我部真裕「ヘイトスピーチと表現の自由」（『ジュリスト』2015年14号）は、「ヘイトスピーチの概念は多義的であるが、さしあたり、主として人種、民族等の集団的属性に基づいて個人や集団を誹謗する言論と広く捉えておく」として、概念を曖昧にしたまま適用範囲を拡散させる姿勢を明確に示している。他に、齋藤民徒「ヘイトスピーチ対策をめぐる国内法の動向と国際法」（『ジュリスト』2016年19号）も参照。

16　同リーフレットは法務省のウェブサイトで閲覧できる。http://www.moj.go.jp/content/001349430.pdf（ただし、Q＆Aは法改正経過等を踏まえてアップデートされている。）

17　在特会及びその賛同者らが、徳島県教職員組合が朝鮮初中級学校に支援金を渡していたことを糾弾すると主張して同組合事務所に侵入し、示威活動を行った事件。示威活動を行った者らが、京都朝鮮学校事件と併せて威力業務妨害、侮辱、器物損壊、建造物侵入等で京都地裁に起訴され、有罪判決を受けた（川西晶大「日本におけるヘイトスピーチ規制―ヘイトスピーチ解消法をめぐって―」（『国立国会図書館　調査及び立法考査局』807号所収、国立国会図書館、2018年）

18　同報告書は法務省のウェブサイトで閲覧できる。http://www.moj.go.jp/content/001201158.pdf

19　同グループは2014年に「対レイシスト行動集団（略称C.R.A.C.）」と改称している。同グループの主張や活動については、同グループのウェブサイトhttps://crac.jp/　を参照。

20　https://antiracism-info.com/　なお、同グループは、2014年に作家である百田尚樹の一橋大学における講演会の中止を求める署名活動を行い、これが契機となって、講演会が中止されるという活動を行っている。https://www.sankei.com/article/20170627-VTQAELSX65I2TDZWRQOJ3LYSHQ/3/

21　安田浩一、前掲『ネットと愛国』11, 183頁等。

22　安田35頁。

23　安田423頁。

24　同事件の概要は、鹿砦社特別取材班編著『真実と暴力の隠蔽』19-43頁（鹿砦社、2018年）。

25　鹿砦社前掲書の外、田中宏和『しばき隊の真実－左翼の劣化と暴力化』8-42頁（鹿砦社、2017年）。田中は「しばき隊」と日本共産党との関係を強調する。
26　せと弘幸のブログ　http://blog.livedoor.jp/the_radical_right/archives/53281480.html
27　辛淑玉の手記については、田中前掲130頁で紹介されている。同手記の全文が以下のサイトで閲覧できる。https://togetter.com/li/976995　その中で「ヘイト」活動と「カウンター」（対抗活動）との共通性については、次のように書かれている。「この数年の間に、私の周りでは在日四世が四人自死しました。自死しなければ、彼らはヘイトの方に行っていたでしょう。」
28　こうした「自作自演」が疑われる事件は、これが初めてではない。たとえば1990年代半ばに、朝鮮学校に通う女生徒が通学途中に制服（チマチョゴリ）を切り裂かれる事件が発生したが、これについても朝鮮学校関係者の「自作自演」である可能性が疑われている（長谷川熙、永栄潔『こんな朝日新聞に誰がした？』179頁、ワック株式会社、2016年）。
29　欧米諸国の議論状況については、小笠原美喜「英米独仏におけるヘイトスピーチ規制」（『国立国会図書館　調査及び立法考査局』784号所収、2016年）に簡潔にまとめられている。
30　このほか、2006年に国連総会の下に設置された人権理事会における、「普遍的・定期的レビュー（Universal and Periodic Review）」と呼ばれる審査がある。規約人権委員会及び人種差別撤廃委員会のものを含め、これらの組織における日本政府の報告と委員会の所見は、外務省のウェブサイトで閲覧できる。
31　人種差別撤廃委員会「人種差別撤廃委員会の総括所見」CERD/C/JPN/3-6
32　日本のNGOグループの国連における具体的な活動状況については、山本優美子「国連人権条約体委員会－左派が利用する国連の「勧告」と国内への影響」（歴史認識問題研究会『歴史認識問題研究』5号所収、2019年）。
33　人種差別撤廃委員会2013年一般勧告35号　CERD/C/GC/35
34　人種差別撤廃委員会「日本の第7回・第8回・第9回定期報告に対する総括所見」CERD/C/JPN/CO/7-9
35　註20の反レイシズム情報センター「政治家レイシズムデータベース」を参照。
36　同論文は、慰安婦問題に関する朝日新聞の記事について、それが捏造記事であることを主張した西岡力の論考に対し、当該記事の執筆者である朝日新聞の元記者（植村隆）が当該主張は名誉毀損に当たるとして西岡と出版社を訴えた事案を素材として、訴訟手続を濫用した言論封殺を問題にしたものである。当該訴訟では、問題になった朝日新聞の記事が実際に捏造記事であったことが認定された。